

大河原町総合体育館監視カメラ更新工事  
公募型プロポーザル実施要領



－目次－

<b>1. 概要・目的等</b> .....	1
(1) 工事名.....	1
(2) 目的.....	1
(3) 工期.....	1
(4) 工事費上限額.....	1
(5) 業務内容.....	1
<b>2. 参加資格</b> .....	1
<b>3. 全体スケジュール</b> .....	2
<b>4. 配付資料</b> .....	2
(1) 配付方法.....	2
(2) 配付資料.....	3
<b>5. 参加意思表示</b> .....	3
(1) 提出書類.....	3
(2) 受付期間.....	3
(3) 提出方法.....	3
(4) 提出先.....	3
<b>6. 質問・回答</b> .....	3
(1) 受付期間.....	3
(2) 提出方法.....	3
(3) 提出先.....	4
(4) 回答日.....	4
(5) 回答方法.....	4
<b>7. 現地見学</b> .....	4
(1) 受付期間.....	4
(2) 申込方法.....	4
(3) 提出先.....	4
(4) 日時等の回答.....	4
<b>8. 企画提案書</b> .....	4
(1) 提出書類.....	4
(2) 提出部数.....	5
(3) 受付期間.....	5
(4) 提出先.....	5
(5) 提出書類の取扱い.....	5

(6) 法令等の遵守	5
(7) 失格事項	5
(8) 辞退の方法	6
<b>9. 審査及び審査項目</b>	<b>6</b>
(1) プロポーザル審査委員会	6
(2) 参加資格審査(第一次審査)	6
(3) 企画提案書・プレゼンテーション審査(第二次審査)	6
(4) 契約候補者の選定	6
<b>10. プレゼンテーション審査</b>	<b>6</b>
(1) 日時・場所	6
(2) 進行	6
(3) 出席者	6
(4) 留意事項	6
<b>11. 審査結果について</b>	<b>7</b>
<b>12. 契約手続きについて</b>	<b>8</b>
<b>13. その他</b>	<b>8</b>
(1) 費用負担について	8
(2) 情報公開について	8
(3) 参加辞退について	8
<b>14. 担当窓口</b>	<b>8</b>
別紙(現地見学について)	

## 1. 概要・目的等

### (1) 工事名

大河原町総合体育館監視カメラ更新工事

### (2) 目的

大河原町総合体育館に現在設置されている監視カメラシステムは、平成6年度のオープンに際し設置されたものであり、経年劣化による動作不良や映像の乱れ、機能の陳腐化等が顕著となっている。本工事においては、監視カメラ一式の更新を行うことで、施設利用者の安心・安全を高め、もって本町のスポーツ環境の改善を図るものである。

本工事の実施に当たり、民間企業の知見を生かした提案に基づく最新の技術やノウハウを最大限活用することにより、より効率的で質の高い行政サービスを実現するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

### (3) 工期

契約日の翌日から令和7年12月26日まで

### (4) 工事費上限額

総額 3,850,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### (5) 業務内容

別添仕様書及び特記仕様書のとおり。

## 2. 参加資格

本プロポーザルに応募できるのは、**令和7・8年度大河原町建設工事入札参加資格者に承認された者**で、次に定める条件を満たす者とする。

- ① 本工事の仕様書に定める各種業務を確実に実施できる体制を整備する単独の事業者であること。
- ② 本町建設工事入札参加資格者の項目において「**電気通信**」の登録を行っており、総合評点が1,000点以上であること。
- ③ 国又は他の地方公共団体の施設において**同種又は類似の工事等（監視カメラシステム等の設置又は更新工事等）の実績を有していること。**
- ④ 応募時点において、宮城県内に事業所を有していること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ⑥ 大河原町建設工事入札参加登録業者等指名停止等要領（平成27年訓令第7号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ⑦ 応募時点において、大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年告示第80号）に基づく入札参加排除措置期間中でないこと。
- ⑧ 法人の役員等に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がおらず、また、暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者がいないこと。

- ⑨ 大河原町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当する者でないこと。
- ⑩ 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - (ア) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (イ) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑪ 前記⑧～⑩に該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑫ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けている場合を除く。）。
- ⑬ 本工事を確実に実施できる体制を有していること。
- ⑭ 法人税、法人住民税及び消費税の滞納がないこと。

### 3. 全体スケジュール

公募開始	令和 7 年 7 月 28 日(月)
参加表明書受付期間	令和 7 年 7 月 28 日(月)～9 月 1 日(月)
質問受付期間	令和 7 年 7 月 28 日(月)～9 月 1 日(月)
現地見学	令和 7 年 7 月 28 日(月)～9 月 1 日(月)
参加資格審査結果通知	令和 7 年 9 月 5 日(金)
質問への回答	随時
企画提案書受付期間	令和 7 年 9 月 8 日(月)～9 月 25 日(木)
企画提案書類の審査	令和 7 年 9 月 25 日(木)～10 月 1 日(水) ※予定
プレゼンテーション審査	令和 7 年 10 月 2 日(木) ※予定
プレゼンテーション審査結果通知	令和 7 年 10 月 8 日(水) ※予定
契約締結	令和 7 年 10 月中旬頃 ※予定

※「予定」については公告時点の予定であり、変更の可能性があります。また、契約締結日については、候補者と協議の上決定するものとします。

### 4. 配付資料

#### (1) 配付方法

次のいずれかの方法により取得すること。

- ① 本町ホームページ (<https://www.town.ogawara.miyagi.jp>) からダウンロードによ

り取得。

- ② スポーツまちづくり推進課窓口で配付（未使用の CD-R を持参すること。）。

(2) 配付資料

- ① 実施要領
- ② 仕様書・特記仕様書
- ③ 電気設備竣工図一式

町が保有する総合体育館電気設備等の図面を配付する。ただし、応募に当たっては、図面のほか必ず事前に現地を確認した上で行うこと（「別紙 現地見学について」参照）。

- ④ 各種提出様式
- ⑤ 公募型プロポーザル評価項目及び評価基準

## 5. 参加意思表示

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 工事等実績調書（様式 2）
- ③ 誓約書（様式 8）

※注意事項

- ・ A 4 用紙（縦）での提出とする。
- ・ 押印は、代表者印（印鑑登録印）を使用すること。
- ・ 各様式・書類が 2 枚以上になる場合は、右上部に応募者名とページ番号（例：「○○部式会社 1/2」）を記載し、左上部をホチキス留めすること。

(2) 受付期間

令和 7 年 7 月 28 日(月)～令和 7 年 9 月 1 日(月) 午後 5 時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は電話で到達確認を行うこと（誤送等により未着の場合は参加意思なしとみなす。）。

(4) 提出先

「14. 担当窓口」に記載のとおり。

## 6. 質問・回答

仕様書、特記仕様書及び本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、質問書（様式 3）を提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 28 日(月)～9 月 1 日(月) 正午まで

※閉庁日（土曜・日曜日・祝日）の受付は行わない。

(2) 提出方法

持参、電子メール又は FAX により提出すること。なお、電子メール又は FAX の場合は電話で到達確認を行うこと（誤送信等により未着の場合は、回答は行わない。）。

(3) 提出先

「14. 担当窓口」に記載のとおりとする。

(4) 回答日

回答は随時行うものとする。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した応募者（以下「質問者」という。）に対し電子メールで回答し、併せて、ホームページ上においても公表する。ただし、質問者の競争上の利益又は地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答する場合がある。

## 7. 現地見学

本事業に応募しようとする事業者を対象に、現地見学を実施する。現地見学を希望する場合は、現地見学申込書（様式 4）を見学希望日の 2 日前（正午必着）までに提出すること。なお、手続き及び留意事項等、詳細は別紙「現地見学会について」を確認すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）から 9 月 1 日（月） 正午必着

※閉庁日（土曜・日曜日・祝日）の受付は行わない。

(2) 申込方法

持参、電子メール又は FAX により提出すること。なお、電子メール又は FAX の場合は電話で到達確認を行うこと（誤送信等により未着の場合は、申込みがなかったものとみなす。）。

(3) 提出先

「14. 担当窓口」に記載のとおり。

(4) 日時等の回答

現地見学の日時等詳細については、決定次第随時電子メールにより回答する。

## 8. 企画提案書

(1) 提出書類

次に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。なお、提案書の提出は 1 事業者につき 1 案までとする。

① 企画提案書提出届（様式 5）

② 企画提案書（任意様式とし、用紙はそれぞれ提案書は A4、図面等は A3 とする。）

※最大 15 ページまでとする。

※機器表、機器選定根拠資料及び図面を含めること。

※機器設置後、映像保存サービス利用料等のランニングコストが発生する場合は、

その見積額も明記し、「③価格提案書」の価格には含めないこと。

③ 価格提案書（様式6）

※価格については、全応募者のプレゼンテーション終了後に審査を行うため、**価格提案書は封入の上、プレゼンテーション終了時に提出**するものとする。その際、封筒には必ず「工事名」及び「応募者名」を明記すること。

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部（副本は写しも可） 合計11部

(3) 受付期間

令和7年9月8日（月）～9月25日（木）午後5時必着（持参又は郵送）

※閉庁日（土曜・日曜日・祝日）の受付は行わない。

(4) 提出先

「14. 担当窓口」に記載のとおり。

(5) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。また、応募者に無断で本事業の選定以外の用途には使用しないものとする。
- ② 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。
- ③ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として応募者が負うものとする。
- ④ 契約事業者は、企画提案書の内容を確実に履行すること。また、契約事業者側の責めにより企画提案書の内容を履行できない場合は、町と協議の上、同等の対応を行うこと。なお、企画提案書の内容の履行状況が著しく不良と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがあるものとする。

(6) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に応募者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約締結後における法令適合のリスクは受注者に属するものとする。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、ただちに失格とする。

- ① 企画提案書について、提出方法、提出場所及び提出期限の規定に適合しないとき。
- ② 企画提案書について、記載すべき事項の全部が記載されていないとき。
- ③ 企画提案書について、虚偽の内容が記載されているとき。
- ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたとき。
- ⑤ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ⑥ 工事費上限額を超える提案であったとき。
- ⑦ その他企画提案書の提出に際し不正な行為があったとき、又は本実施要領に定める手続きによらなかったとき。

※上記のほか、事業者選定前に本工事に関し審査委員と接触を持ち、又は持とうとした

応募者は、失格とする。

(8) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式7）を郵送又は持参により提出すること。

## 9. 審査及び審査項目

(1) プロポーザル審査委員会

契約候補者の選定は、大河原町契約業者等選定委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 参加資格審査（第一次審査）

審査委員会事務局は、提出された「6. 参加意思表示」に係る提出書類を確認し、参加資格要件の有無を審査する。

(3) 企画提案書・プレゼンテーション審査（第二次審査）

① 参加資格審査の結果、合格とされた応募者について、企画提案書・プレゼンテーション審査を行う。

② 審査委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容及びこれらに関する質疑内容等について、審査項目に基づき評価を行う。

(4) 契約候補者の選定

① 企画提案書・プレゼンテーション審査により、施工能力、施工計画内容、価格等を総合的に評価し、評価点が最も高い応募者を優先交渉権者として選定する。併せて、次点となった事業者を次点交渉権者として選定する。

② 評価点が同点となった場合は、提案価格がより低い応募者を上位とする。

③ 評価点が満点の6割に満たない場合、提案内容にかかわらず失格とする。

## 10. プレゼンテーション審査

(1) 日時・場所

日時：令和7年10月2日（木）

場所：大河原町役場2階 第1会議室

※上記の日時・場所は公告時点での予定であり、変更となる場合がある。なお、正式な日時・場所については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(2) 進行

企画提案書に基づく参加者からの説明（20分以内）を行った後、質疑応答（10分以内）を行う。プレゼンテーション全体の時間は、各社30分程度とする。

(3) 出席者

① プレゼンテーション当日の参加人数は5名以内とする。

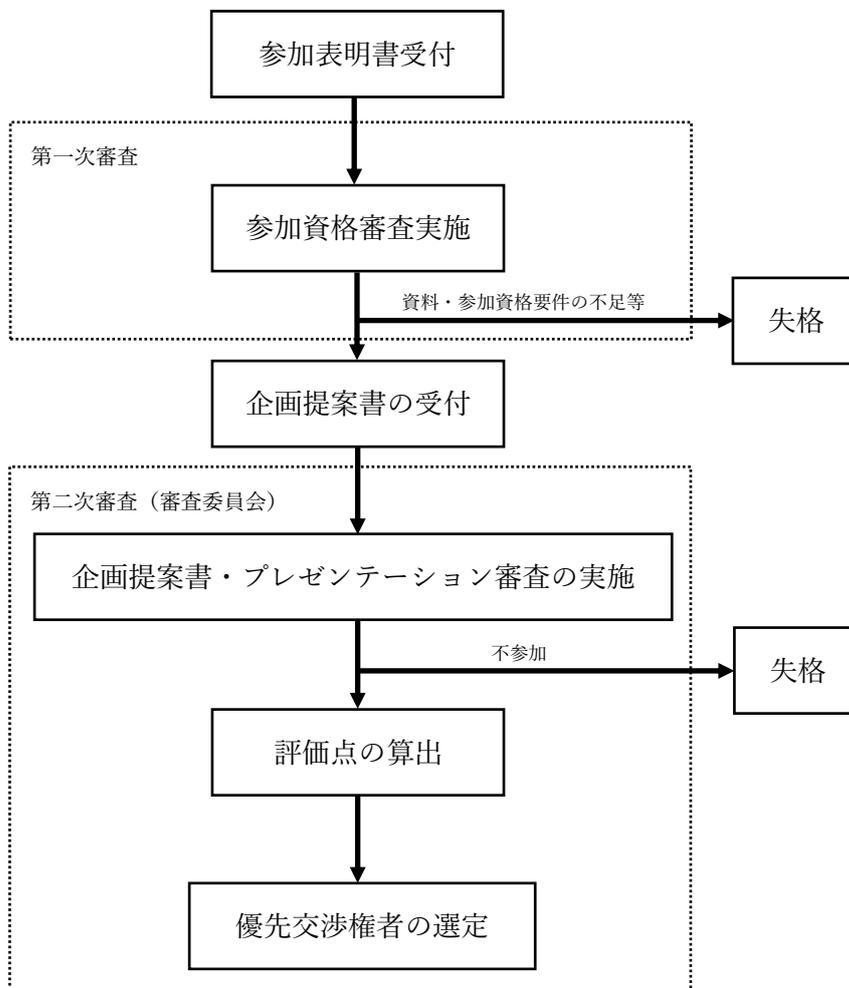
② 設計・施工の責任者（責任者となる予定の者を含む。）は、原則として必ず出席すること。

#### (4) 留意事項

プレゼンテーションの実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ① 説明に当たっては、事前に提出した企画提案書により行うこと。
- ② プレゼンテーションの説明において、提案内容の価格増減に寄与する内容は可とするが、具体的な金額の説明は行わないこと。
- ③ パソコン等の機材は、応募者において用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは町で用意するものとする。
- ④ すでに提出した企画提案書の修正は行わないこと。
- ⑤ 価格提案書(様式6)は、封入の上、プレゼンテーション終了後に提出すること(本実施要領5ページ参照)。
- ⑥ 実施中における他の応募者の情報は、一切提供しないこと。
- ⑦ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、失格とする。

※優先交渉権者選定までの流れは、次のとおり。



#### 11. 審査結果について

参加資格審査、企画提案書・プレゼンテーション審査のいずれも審査結果を速やかに文

書で通知する。また、企画提案書・プレゼンテーション審査後、ホームページ上にて審査結果を公表する。なお、選考の理由及び結果に対する問い合わせ・異議申立て等については一切応じない。

## 12. 契約手続きについて

- ① 優先交渉権者となった応募者は、速やかに本町と契約締結に向けた交渉を行う。
- ② 優先交渉権者との交渉が不調であった場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- ③ 優先交渉権者（上記②の場合の次点交渉権者を含む。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

## 13. その他

### (1) 費用負担について

提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に際して必要となる費用は、応募者の負担とする。

### (2) 情報公開について

提出書類については、大河原町情報公開条例（平成13年条例第5号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開する。ただし、提案事業者の競争上の地位又は利益を害すると認められる情報については、非公開とする場合がある。

### (3) 参加辞退について

プロポーザル参加を辞退した場合において、これを理由として町が当該事業者に対し以後不利益な取扱いをすることはない。

## 14. 担当窓口

担当課：大河原町スポーツまちづくり推進課

担 当：スポーツ施設管理係 橋本

住 所：〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地

電 話：0224-87-8040

e-mail：spomachi@town.ogawara.miyagi.jp

## 別紙（現地見学について）

### (1) 対象施設

大河原町総合体育館

### (2) 実施要領

- ① 期間：令和7年7月28日（月）から9月1日（月）まで ※予定  
※土曜・日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時の間での実施とし、複数日での見学も可とする。
- ② 見学方法
  - ・町が指定した日時での見学とする。
  - ・見学は応募者ごとに実施する。
  - ・施設周りなど屋外は自由に見学できるが、利用者に配慮すること。
  - ・町が指定した時間の5分前までに総合体育館1階ロビーに集合すること。
  - ・その他、同行する職員の指示に従うこと。
- ③ 見学対象：既設の監視カメラ機器及び施工状況等、廊下、電気設備全般その他本工事の実施に際し確認が必要と認められる設備

### (3) 現地見学の申込み

- ・現地見学申込書（様式4）を、持参、電子メール又はFAXにより「14. 担当窓口」に提出すること。なお、電子メール又はFAXによる提出の場合は、電話で到達確認を行うこと。
- ・申込期間は、令和7年7月28日（月）から8月28日（木）正午までとする。
- ・参加者は5名以内とする。
- ・現地見学の詳細な日時等は、決定次第随時電子メールにて連絡する。

### (4) 留意事項

- ・総合体育館利用者及びスタッフに支障のないように実施すること。
- ・資料等、必要なものは各自準備すること。
- ・カメラ等による撮影は可能であるが、施設利用者等が特定されないよう配慮すること。
- ・現地見学時には、本工事に関する質問への回答は行わないものとする。
- ・現地見学で撮影した写真や知り得た情報は、本工事以外の目的では使用せず、また、外部への提供は行わないこと。
- ・緊急時は下記に連絡し、速やかに対応をとること。

連絡先：大河原町スポーツまちづくり推進課スポーツ施設管理係 0224-87-8040